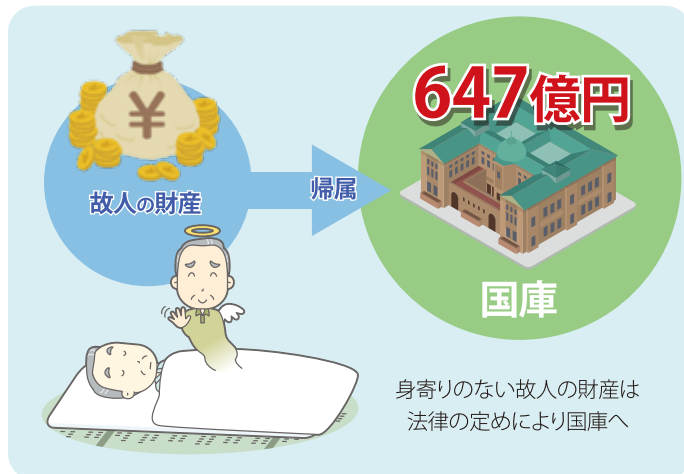


行き場のない遺産『647億円』が国庫に！ ～過去最高額を更新～

司法統計年報によると、相続人がいないなどの理由で承継されなかった遺産が令和3年度は『647億円』あり、国庫に入りました。

これは民法第959条に定められている『残余財産の国庫への帰属』に基づくものあり、過去最高額を更新することとなりました。東京スカイツリーの総事業費が約650億円であることと比較すれば、行き場を失い国庫へ帰属した遺産の多さがわかります。



相続が開始すると、故人の財産（遺産）は相続人に引き継がれます。相続人が誰もいない場合には、故人が遺言で指定した人・団体などへの遺贈や、故人と生計を同じくしていた人、故人の療養看護に努めた人、その他故人と特別の縁故があった人（『特別縁故者』）を家庭裁判所が判断して、故人の遺産が引き継がれることとなります。しかし、近年『おひとり様』と呼ばれる身寄りのない人が増加傾向にあり、それに伴い相続人や特別縁故者のいない相続が増えております。故人が生前に遺言を作成し、自身の亡きあとの遺産の承継先を定めていればよいのですが、日本では遺言を作成しておくことの重要性が十分に浸透しておらず、結果として残余財産の国庫への帰属が過去最高を更新するという結果になりました。

相続人が明らかでなく、遺言を作成していない人の相続の場合、利害関係人又は検察官からの家庭裁判所への申し立てにより『相続財産管理人』が選任されます。『相続財産管理人』は、故人の相続財産を整理・清算し、相続人が誰もいないことを確認します。家庭裁判所で特別縁故者として判断された人がいれば、遺産の全部又は一部が分与され、残った財産について国庫に帰属することとなります。

相続人がいない人の場合、先祖から引き継いだ大切な財産や自身が築き上げた財産も、その引き継ぎ先を遺言で定めおかないと最終的には国庫に入ることになります。それが一概に悪いこととは言えませんが、引き継いでもらいたい人や団体などがあるのであれば、必ず遺言の作成を検討しましょう。

私どもパートナーズ司法書士法人では、自筆証書遺言の作成支援から公正証書遺言の作成支援まで、相続の専門家である司法書士がサポートいたします。遺言を作成しようか迷っている方には、必要性や内容についてご相談を承ります。まずはお気軽に無料相談をご利用ください。ご予約お待ちしております。



私達が ご対応させていただきます!

狭山事務所

司法書士 野崎 洋平

平成2年生まれ

埼玉県出身

～略歴～

ふたご座 O型

中学時代は野球部に所属

筑波大学社会学類（法学専攻）卒業後、

埼玉県庁に勤務し、令和3年に司法書士資格取得

令和4年4月～ パートナースに勤務



お客様へのメッセージ

地元・埼玉に貢献できる仕事がしたいと考え、埼玉県庁に勤めておりました。その中で、地域貢献にも様々な形があることを学び、司法書士への転職を決断しました。

私たち司法書士は、相続手の専門家です。そして、相続とは、誰にでも起こり得るものです。相続手のお手伝いを通して、地域の皆様に関わり、貢献していきたいと思っています。

相続について少しでも不安があれば、ぜひご相談ください。いつでもお待ちしております。

インタビュー

Q.趣味は何ですか？

車やバイクの運転です。ついでにお城めぐりもしています。

Q.仕事をする上で心がけていることは何ですか？

しっかりとコミュニケーションをとることです。お客様はもちろん、事務所や関係者の方々とも意思疎通し情報共有を図ることで、ミスを未然に防ぎ、不測の事態にも柔軟に対応することができるからです。



川
越
務
所

〒350-1123
埼玉県川越市脇田本町 29 番地 1
TEL : 049-238-7047

川越駅西口より 徒歩 5分
本川越駅より 徒歩 10分

狭
山
務
所

〒350-1305
埼玉県狭山市入間川 1 丁目 20 番 16 号
TEL : 04-2954-2109

狭山市駅西口より 徒歩 5分
狭山市役所うら 徒歩 30秒

パ
ー
ト
ナ
ー
ズ
グ
ル
ー
プ
総
合
サ
イ
ト



こんな相談ごとがありましたら、お気軽にお問い合わせください



相続手続き

- ・土地建物の名義変更
- ・預金の払戻し
- ・株の名義変更 など



会社・法人登記

- ・設立
- ・役員変更
- ・増資／減資
- ・本店移転
- ・合併
- ・解散



成年後見 / 任意後見

- ・成年後見申立書の作成
- ・任意後見契約のサポート
- ・死後事務委任契約のサポート



不動産登記

- ・生前贈与
- ・土地建物の売買
- ・抵当権など担保権の抹消



遺言書

- ・遺言書の作成
- ・遺言書の書き直し
- ・故人の遺言書を見つけた



PARTNERS GROUP

パートナーズ司法書士法人
パートナーズ行政書士法人